

第 23 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日

令 和 7 年 4 月 25 日

開 催 場 所

行 田 市 役 所 306 会 議 室

開 議 時 刻

9 時 00 分

閉 議 時 刻

9 時 46 分

会 長

藤 間 光 治

会長代理

中 村 賢 一・伊 東 普 丈

農
業
委
員
出
席
状
況

議席
番号

氏 名

摘 要

議席
番号

氏 名

摘 要

1

藤 間 光 治

出 ○ 席 欠 席

9

新 井 健 一

出 ○ 席 欠 席

2

中 村 賢 一

出 ○ 席 欠 席

10

関 口 浩 幸

出 ○ 席 欠 席

3

寺 田 浩 市

出 ○ 席 欠 席

11

伊 東 普 丈

出 ○ 席 欠 席

4

赤 羽 修 一

出 ○ 席 欠 席

12

田 口 隆 一

出 ○ 席 欠 席

5

高 澤 克 芳

出 ○ 席 欠 席

13

宮 崎 薫

出 ○ 席 欠 席

6

川 島 悦 男

出 ○ 席 欠 席

7

太 田 実

出 ○ 席 欠 席

8

間 々 田 英 治

出 ○ 席 欠 席

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰男	出○席 欠席
	②	西村 浩一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席
	④	浜山 陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる江	出○席 欠席
	⑤	森田 一男	出○席 欠席	⑮	江川 直一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年史	出○席 欠席	⑰	島寄 典緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄作	出○席 欠席	⑱	荻原 増夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達也	出○席 欠席
	⑩	高沢 宗春	出席 欠○席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主事	高澤 茉鈴

		接地に居住することになります。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。斜線下の小さな三角の部分で星川の東に位置する斎条地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 6 でございますが、斎条〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する斎条字斎条〇〇〇〇番、地目：田、1, 5 6 4 m² 外 1 筆、計 3, 2 4 4 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。消防署北分署の東に位置する農振農用地でございます。 次に進行番号 7 でございますが、群馬県館林市野辺町〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、犬塚字小新井〇〇〇番〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する犬塚字小新井〇〇〇番〇、地目：田、1, 1 2 8 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する犬塚地内の農業用施設用地でございます。 次のページをお願いします。 進行番号 8 と 9 は、忍〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇さんが、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 進行番号 8 は、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字境松通〇〇〇〇番、地目：畑、5 0 5 m²について、進行番号 9 は、羽生市藤井上組〇〇〇〇番地ー〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字境松通〇〇〇〇番、地目：畑、1, 0 0 8 m²について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 6 ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。 次に進行番号 1 0 でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字下埼玉通〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 9 9 m²について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の西に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。 次に進行番号 1 1 でございますが、埼玉〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、さいたま市北区本郷町〇〇番地
--	--	--

		〇ー〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字百塚通〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 9 9 m²について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 8 ページをご覧ください。安楽寺の北に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。 次に進行番号 1 2 でございますが、前谷〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外 2 名が共有する前谷字長割〇〇〇番、地目：田、1, 0 0 0 m² 外 2 筆、計 2, 4 9 6 m²について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。ものづくり大学の北に位置する前谷地内の農振農用地でございます。 次に進行番号 1 3 でございますが、鴻巣市寺谷〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、さいたま市大宮区吉敷町〇丁目〇〇〇番地〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇番、地目：田、3 7 0 m²について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 1 0 ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する堤根地内の農振農用地でございます。 以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 進行番号 2、3、4 ですが、自家消費となっておりますが、面積が大きいのではないですか。 そばを作付けするとのことですが、どこかに卸すとかではなく、自家消費の他、残りは近隣に配ると聞いております。 進行番号 7 の現況は水田ですか。 ビニールハウスになります。 他にございますか。 (なし) 他にないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。
	議長	
	中村委員 事務局次長	
	中村委員 事務局次長 議長	
	議長	
	議長	

『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について	事務局次長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、8 件となっております。 進行番号 1 ですが、荒木〇〇〇〇番地〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地成年被後見人 〇〇 〇〇さん及び成年後見人 〇〇 〇〇さんが所有・管理する下須戸字広島〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 1 0 ㎡について、売買により住宅 1 棟 9 8 . 7 0 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、居住している家は既に手狭であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 1 ページをご覧ください。地域交流センターの西に位置する下須戸地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号 2 ですが、谷郷〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さん外 1 名が、熊谷市玉井〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇ー〇号 〇〇 〇〇さんが所有する斉條字両半〇〇〇番〇、地目：田、4 9 9 ㎡について、売買により住宅 1 棟 1 5 5 . 2 6 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は親子であり、現在は市内で別々に家族と共に生活しておりますが、この度、同居することになり、2 世帯住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。星川の東に位置する斉條地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号 3 ですが、小見〇〇〇〇番地〇 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇 〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：畑、9 9 8 ㎡について、売買により住宅 1 棟 5 1 6 . 6 0 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は市内に事務所を置き、障害福祉サービス事業をしておりますが、重度障害者を受け入れられる市内の事業所の状況は既に一杯となっており、既に空き待ちの重度障がい者がいるなかで、来年 3 月に特別支援学校を卒業する重度障害者の受け入れ先もないことがわかっております。また、利用者のニーズでもある車いすのまま入浴できる特殊浴槽など既存の施設では対応できない設備も整備する必要があることから新た
--	--------------	--

		な事業所の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 2 ページをご覧ください。真観寺の西に位置する小見地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号 4 でございますが、下池守〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、下池守〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する下池守字下宿〇〇〇番、地目：畑、4 0 6 m² 外 2 筆、計 5 4 5 m²について、売買により二輪自動車修理工場 1 棟 1 0 2. 6 0 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、二輪自動車の販売、修理を行う技術者として会社勤めをしておりますが、ある程度の年数もち、機械関係の整備・調整等に関する業務を数多く経験し、一通りの業務をこなせるようになりました。そこで独立する決心をし、土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 3 ページをご覧ください。県道熊谷羽生線に接する下池守地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 5 でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇 代表役員 〇〇 〇〇さんが、児玉郡上里町神保原町〇〇〇番地〇ー〇〇〇号 〇 〇〇さんが所有する須加字新田〇〇〇番〇、地目：田、6. 1 4 m²について、寄附により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請地はゴミ集積所や自治会館の駐車場として利用されておりましたが、譲渡人が母国に帰ることから自治会館等の土地所有者である譲受人に寄附の申出があったため、土地を調査したところ、農地法の手続きをとっていないことが判明いたしました。現地は既に是正済であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 4 ページをご覧ください。県道羽生妻沼線に接する須加地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 6 でございますが、小針〇〇〇〇番地〇〇 有限会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、東京都葛飾区宝町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する小見字観音前通〇〇〇〇番〇、地目：田、8 9 2 m² 外 2 筆、計 1, 4 9 6 m²について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は市内に事務所を置き、主に県内や都内各地において土木業及び建材販売を営んでおります。業務
--	--	---

	も多忙となり既存の資材置場では手狭さを感じておりましたので、資材置場の新設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 2 ページをご覧ください。真観寺の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 7 でございますが、加須市上崎〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、下須戸〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する下須戸字寺浦〇〇〇番、地目：畑、1，8 2 6 m²について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は加須市に事務所を置き、県北地域を中心に土地の造成や外構工事などの業務を行っておりますが、現在の資材置場は自宅の空いているスペースであり、置ききれない 3 t ダンプなどは従業員の自宅に置いてもらうなど置場がなく苦勞しております。 また、現場に必要な赤土や砂利等は現場ごとに近所の資材屋から購入するなど非常に効率が悪い状態であったため、一括で管理できる場所を、取引企業が多い本市を中心に探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、以前も資材置場として利用されておりましたが、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 5 ページをご覧ください。太田公民館の北に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 8 でございますが、城西〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが、東京都豊島区千川〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 7 3 m² 外 2 筆、計 2，9 5 4 m²について、使用貸借により、農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 譲受人は、本市で工務店を営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。申請地は、隣接地より地盤が低く雨水が溜まりやすいため、これまでは耕作をしておりませんでした。6 0 cm 程盛土をして、今後は枝豆やじゃが芋を栽培していきたいとのことでございます。工事期間は 3 ヶ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。 場所につきましては、位置図の 1 6 ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。 なお、申請者の住所が東京都になっておりますが、申請地東側が実家であり、月の半分は戻ってきているため、耕作には支障がないとのことでございます。
--	---

『議案第 3 号』 農用地利用集積等促進計画（案）について	中村委員 議長 議長 議長 議長 事務局次長	以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 4 月 21 日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。 去る 4 月 21 日、私と新井委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。 事務局から議案第 2 号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし） ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」、を議題といたします。 本議案は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、赤羽委員、川島委員、間々田委員、新井委員、関口委員、長谷川委員、西村委員、石島委員、中村委員、秋山委員には、一時退席をお願いいたします。 （関係委員 一時退席） 事務局より説明をいたさせます。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。 議案書の 3 ページをお願いいたします。 本計画は、農地の貸借権の設定について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。 個々の案件につきましては、別紙「議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、別でお配りしてる 48 ページの「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」及び 49 ページから 58 ページの「農用地利用集積等促進計画（案）借受希望者集計表」によりご説明させていただきます。 初めに 48 ページとなっている「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」をご覧ください。 1 番目の新規設定でございますが、賃貸借が 531 件で 55 万 3,929.74 m²、使用貸借が 345 件
--	---	--

『報告事項』		で27万1, 737.02㎡、合計が876件、82万5, 666.76㎡となっております。 次に、再設定でございますが、賃貸借が53件で9万897㎡、使用貸借が1件で1,075㎡となっております。 新規設定、再設定併せまして、計930件、91万7, 638.76㎡となっております。 次に49ページとなっている「農用地利用集積等促進計画（案）借受希望者集計表」をご覧ください。 表の番号1、下須戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 外84名及び12法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。 続きまして、最後の58ページをご覧下さい。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、表の一番右下、930筆、面積の合計は、91万7, 638.76㎡となっております。内訳としましては、賃貸借585筆、面積64万5, 901.74㎡、使用貸借345筆、面積27万1, 737.02㎡でございます。 以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から、「議案第3号」についての説明がございました。何か、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。 （なし） ご意見、ご質問等がないようですので、「議案第3号」につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は、挙手を願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって、「議案第3号」は承認することといたします。退出した委員の入室を認めます。 （関係委員 入室） 赤羽委員、川島委員、間々田委員、新井委員、関口委員、長谷川委員、西村委員、石島委員、中村委員、秋山委員に申し上げます。「議案第3号」は、原案のとおり承認されました。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書4ページをご覧ください。 （1）「農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願いについて」でございますが、東京都豊島区池袋〇丁目〇〇番〇号ー〇〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地
	議長	
	議長	
	議長	
	議長	
	主事	

6 その他	議長 事務局長 主事 農政課課長	○ ○○ ○○○さんが所有する埼玉字片原通○○○○番○、地目：畑、980㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして、本年1月24日開催の第20回農業委員会でご審議いただき、承認相当として県へ進達しておりましたが、この度、申請取り下げ願いが提出されたものでございます。 理由としましては、賃貸借契約の期間が今年の6月までであり、合意解約が出来なかったためによるものでございます。 次の（２）、（３）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 （２）「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地・道路、住宅敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 （３）「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、駐車場敷地、専用住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、5ページをご覧ください。 （４）「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 本件は、3件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。 つづきまして、その他でございます。 ・令和6年度行田市農業委員会クラブの収支決算書について ・令和8年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について ・農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について ・令和7年度最適化活動の目標の設定等について ・農業委員会活動記録セットの配布について ・令和7年度地域計画協議の場の日程調整に係る調査について
--------------	---	---

7 閉会	農政課主査 事務局長	以上をもちまして、第２３回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (９：４６)
-------------	-----------------------	--

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....